

マーティン・グリフィス国連事務次長（人道問題担当）兼緊急援助調整官の声明

私たちが長年恐れてきたシナリオが、驚くべきスピードで明瞭になりつつあります。

ガザの人口の半分以上（100万人を優に超える人）がラファに詰め込まれ、死に直面しています。食べるものもほとんどなく、医療ケアもほとんど受けられず、寝る場所も安全な場所也没有ありません。

彼らは、ガザの全住民と同様に、その激しさ、残忍さ、範囲において比類のない攻撃の犠牲者です。

保健省によると、ガザ全域で2万8000人以上（大半は女性と子ども）が殺害されました。

人道支援活動家たちは、彼ら自身が直面しているリスクやトラウマに耐えながらも、4か月以上にわたり、困っている人々を支援するというほぼ不可能に近い取り組みを続けています。

しかし、爆弾が落ち、援助が滞る中、何百万もの人々を生かし、食事を与え、保護し続けるには、どれほどの献身や善意をもってしても十分ではありません。

これに、蔓延する絶望、法と秩序の崩壊、そしてUNRWAへの資金の打ち切りさえ加えられています。

その結果、人道支援活動家たちが銃で撃たれ、銃を突きつけられ、攻撃され、殺害されています。

私はここ数週間、私たちの人道的対応はボロボロであると述べてきました。

今日、私は再び警鐘を鳴らしています。ラファでの軍事作戦はガザでの大虐殺につながる可能性があります。また、ただでさえ脆弱な人道支援活動を死の淵に放置する可能性もあります。

私たちには、この活動を継続するための安全の保障、支援物資、人員の能力が不足しています。

国際社会はラファへの地上侵攻がもたらす危険な結果について警告しています。イスラエル政府はこれらの呼びかけを無視し続けることはできません。

歴史は優しくありません。

この戦争は終わらせなければなりません。

投稿日：2024年2月13日

2024年2月21日 衆議院予算委員会 日本共産党 本村伸子 配布資料

①

出典：OCHA（国連人道問題調整事務所）：“Statement by Martin Griffiths, Under-Secretary-General for Humanitarian Affairs and Emergency Relief Coordinator” 2024.2.13.に基づき本村伸子事務所和訳

国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)の概要

1. 概要

(1) 設立経緯及び本部・組織

1949年国連総会決議により設立を決定、翌年より活動開始。本部はガザ、アンマン。現地事務所は5カ所。

(2) 活動内容

ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸及びガザ地区の難民キャンプ 61カ所を中心に居住するパレスチナ難民およそ590万人(2022年12月現在)に対する支援。

- ① 保健・医療: 初期・第二次医療の提供、母子保健等
- ② 教育: 幼稚園・小中学校の運営、職業訓練の提供、奨学金の提供等
- ③ 救済: 食糧支援、生活必需品の提供、住宅改善支援等
- ④ 小規模金融: マイクロファイナンスの抵抗、小規模起業支援等
- ⑤ 福祉: 女性・身体障害者支援、公民館の運営等

(3) UNRWA の長

フィリップ・ラザリーニ事務局長(スイス国籍)。2020年3月に任命(現在2期目)。前職は国連レバノン特別調整官事務所(UNSCOL)次長兼国連常駐調整官兼人道調整官。

(4) 職員数

27,756人(うち、国際専門職員は213人)。邦人専門職員は6人でそのうち幹部は1人(2022年12月現在)。

2. 我が国との関係

我が国は1953年からUNRWAへの拠出を行っており、両者のパートナーシップは2023年に70年の節目を迎えました。オスロ合意(1993年)以降、我が国は、中東和平達成に向けた環境作りのため、パレスチナ支援に力を入れてきており、中東地域における不安要因であるパレスチナ難民を支援する国際機関として、教育、医療等の行政サービスを提供しているUNRWAの活動を通じたパレスチナ難民支援を重視しています。

我が国は、保健分野や食料支援分野を含め、UNRWAとの連携で支援を実施するなどの協力を行っています。

3. 各国の拠出状況 (単位:千米ドル)

| | 2018年 | | | 2019年 | | | 2020年 | | | 2021年 | | | 2022年 | | |
|------|----------|-----------|---------|--------------------|---------|---------|--------------------|---------|---------|--------------------|-----------|---------|-------------------|-----------|---------|
| | 国名 | 拠出額 | 拠出率 | 国名 | 拠出額 | 拠出率 | 国名 | 拠出額 | 拠出率 | 国名 | 拠出額 | 拠出率 | 国名 | 拠出額 | 拠出率 |
| 1 | EU | 178,989 | 14.82% | ドイツ | 169,925 | 17.47% | ドイツ | 210,384 | 22.38% | 米国 | 338,400 | 28.48% | 米国 | 343,938 | 29.28% |
| 2 | ドイツ | 177,439 | 14.69% | EU | 131,743 | 13.55% | EU | 157,059 | 16.71% | ドイツ | 176,980 | 14.89% | ドイツ | 202,054 | 17.20% |
| 3 | サウジアラビア | 159,957 | 13.24% | 英国 | 76,260 | 7.84% | 英国 | 64,129 | 6.82% | EU | 117,653 | 9.90% | EU | 114,199 | 9.72% |
| 4 | 英国 | 92,755 | 7.68% | スウェーデン | 64,545 | 6.64% | スウェーデン | 60,420 | 6.43% | スウェーデン | 54,240 | 4.56% | スウェーデン | 60,970 | 5.19% |
| 5 | スウェーデン | 65,000 | 5.38% | UAE | 51,800 | 5.33% | 日本 | 33,080 | 3.52% | 日本 | 50,511 | 4.25% | ノルウェー | 34,181 | 2.91% |
| 6 | 米国 | 60,429 | 5.00% | サウジアラビア | 49,537 | 5.09% | スイス | 29,530 | 3.15% | 英国 | 40,105 | 3.37% | 日本 | 30,152 | 2.57% |
| 7 | UAE | 53,800 | 4.45% | フランス | 45,925 | 4.72% | サウジアラビア | 28,933 | 3.08% | スイス | 31,649 | 2.66% | フランス | 28,910 | 2.46% |
| 8 | カタール | 51,500 | 4.26% | 日本 | 43,438 | 4.47% | ノルウェー | 27,888 | 2.97% | ノルウェー | 29,989 | 2.52% | サウジアラビア | 27,000 | 2.30% |
| 9 | クウェート | 50,000 | 4.14% | カタール | 41,721 | 4.29% | カナダ | 24,083 | 2.57% | フランス | 27,958 | 2.35% | スイス | 25,534 | 2.17% |
| 10 | 日本 | 44,999 | 3.72% | イスラム開発銀行(IDB) | 35,800 | 3.68% | フランス | 22,986 | 2.45% | カナダ | 27,615 | 2.32% | トルコ | 25,199 | 2.15% |
| 予算総額 | 107の国・団体 | 1,276,419 | 100.00% | 101の国・団体 民間セクター | 972,431 | 100.00% | 113の国・団体 民間セクター | 940,333 | 100.00% | 156の国・団体 民間セクター | 1,188,396 | 100.00% | 99の国・団体 民間セクター | 1,174,647 | 100.00% |

防衛装備移転三原則

1 移転を禁止する場合の明確化

次に掲げる場合は、防衛装備の海外移転を認めないこととする。

- ① 当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
- ② 当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合
- ③ 紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。）への移転となる場合

防衛装備移転三原則の運用指針

1 防衛装備の海外移転を認め得る案件

(2) 我が国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの（我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。）

イ 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転であって、次に掲げるもの

（中略）

（ウ）我が国との間で安全保障面での協力関係がある国からのライセンス生産品に係る防衛装備のライセンス元国からの要請に基づく提供（ライセンス元国からの更なる提供を含む。）に関する防衛装備の海外移転（自衛隊法上の武器（弾薬を含む。以下同じ。）に該当するライセンス生産品に係る防衛装備をライセンス元国以外の国に更に提供する場合には、我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国へ提供する場合を除く。）

アメリカの武力行使（戦争権限法に基づいて連邦議会に報告）

| 年月日 | 地域 | 内容 |
|--------------------------------|---------|---|
| 2018年4月13日 | シリア | 化学兵器の研究施設、貯留施設及び地下壕を英仏とともに爆撃 |
| 2021年2月25日 | シリア | 2021年2月15日にイラクで米軍の要員等に対して行われた攻撃にイランの支援する民兵組織が関与しているとして、当該民兵組織の施設を攻撃 |
| 2021年6月27日 | シリア、イラク | 2021年4月から5月にかけて行われた米軍の要員及び施設に対する無人機及びロケットによる攻撃にイランの支援する民兵組織が関与したとして、当該民兵組織の施設を攻撃 |
| 2022年8月23日 | シリア | 2021年8月15日の米軍施設に対する無人機、ロケット及び迫撃砲による攻撃にイラン・イスラム革命防衛隊と関係の深い民兵組織が関与したとして、当該民兵組織が使用する施設を攻撃 |
| 2023年3月23日 | シリア | 2023年3月23日にイラン・イスラム革命防衛隊と関係の深い民兵組織が無人機の片道攻撃により米軍の要員らを死傷させたとして、これら民兵組織の施設を攻撃 |
| 2023年10月26日 11月8日 11月12日 | シリア | 2023年10月17日以降、イラン・イスラム革命防衛隊と関係の深い民兵組織が無人機を使用した攻撃及び間接射撃により米軍の要員を負傷させたとして、同防衛隊及び関係民兵組織の施設を攻撃 |
| 2023年11月21日 | イラク | イラン・イスラム革命防衛隊及び関係民兵組織の施設を攻撃 |
| 2023年12月25日 | イラク、シリア | 米軍の要員が負傷したエルビル(Erbil)空軍基地への攻撃等にイランと関係の深いカタイブ・ヒズボラ及び民兵組織が関与したとして、これら組織の施設を攻撃 |
| 2024年1月11日 | イエメン | 2023年11月以降、フーシ派の戦闘員が艦船及び航空機を含む米軍並びに紅海等において操業中の商業海運に対する攻撃に関与しているとして、対空及び対水上レーダーサイト、無人機発射施設及び射場、巡航及び弾道ミサイル施設及び射場を英国とともに攻撃 |
| 2024年1月22日 | イエメン | フーシ派のミサイル関連施設及び対空監視施設を英国とともに攻撃 |
| 2024年1月23日 | イラク | イラン・イスラム革命防衛隊と関係の深い民兵組織がアル・アサド空軍基地への攻撃等に関与しているとして、これら組織の施設を攻撃 |
| 2024年2月3日 | イエメン | フーシ派のミサイル、対空監視、無人機の戦闘能力、指揮命令能力に関連する施設、所在地及び装備を英国とともに攻撃 |
| 2024年2月4日 | イラク、シリア | イランと関係の深い民兵組織の攻撃により米軍の要員が殺傷（うち3名が死亡）されたとして、イラン・イスラム革命防衛隊及び関係民兵組織の施設を攻撃 |

2024年2月21日 衆議院予算委員会 日本共産党 本村伸子 配布資料

出典：国立国会図書館 調査及び立法考査局 外交防衛調査室・課 2024年2月15日提供資料 House Doc. 115-113, "A Letter to the Speaker of the House and President pro tempore of the Senate Consistent with the War Powers Resolution," White House 2021.2.27, "Letter to the Speaker of the House and the President Pro Tempore of the Senate Consistent with the War Powers Resolution (Public Law 93-148)." White House ,2021.6.29

"Letter to the Speaker of the House and President pro tempore of the Senate consistent with the War Powers Resolution (Public Law 93-148)." White House,2022.8.25; 2023.3.25; 2023.10.27; 2023.11.10; 2023.11.14; 2023.11.22, 2023.12.27; 2024.1.12; 2024.1.24; 2024.1.25; 2024.2.5; 2024.2.4. に基づき本村伸子事務所作成

国連憲章の順守求める



5日、「国際平和と安全保障」に関して開催された国連安保理会合＝ニューヨーク (UN Photo by Schneider)

米報復攻撃受け安保理会合

【ワシントン＝石黒みずほ】国連安全保障理事会は5日、米軍がヨルダンでの米兵殺害の報復として、イラクとシリアの親イラン武装組織の拠点を空爆したことを受け、緊急会合を開きました。

多くの国の大使らは、国連憲章・国際法の順守を関係国に求め、戦火拡大を防ぐためにイスラエルが侵攻するパレスチナ自治区ガザでの停戦も求めました。

スロベニアは、暴力の連鎖によって多数の民間人が犠牲となっていることに懸念を表明。「国際法は尊重されなければならず、民間人の命やインフラは、どのような状況であっても守られなければならない」と強調しました。

ガイアナは、「全ての国の主権と領土保全が尊重されなければならない」として、国際法と国連憲章の順守を要求。ガザでの人道的停戦の実現を訴え、「人類の悲劇を終わらせるために、力を合わせなければならぬ」と呼びかけました。

スイスは戦火拡大を防ぐため、全関係国に最大限の自制を求めました。「たった一つの誤算が壊滅的

結果をもたらす」とし、全ての対話の手段を使用することや、中東地域の平和と安全のために「停戦

が必要だ」と強調しました。米国は「自衛権の行使で必要かつ適切だった」と正当化しました。今後にも必要な場合に空爆を続ける姿勢を示しました。イランは、米国の空爆はイラクとシリアの主権侵害だと非難。「イランが安全を脅かす攻撃や侵略に直面した場合には、権利を行使し対応することをためらわない」とけん制し、米国とイランの非難の応酬となりました。

1976年 武器輸出に関する政府の方針 **【実質的に全地域向けに武器輸出は禁止】**

1976年2月27日 衆議院予算委員会 三木武夫総理答弁

「『武器』の輸出については、平和国家としての我が国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはない。

- (一) 三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。
- (二) 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。
- (三) 武器製造関連設備(輸出貿易管理令別表第一の第百九の項など)の輸出については、『武器』に準じて取り扱うものとする。」

(注) 現在は、外国為替及び外国貿易法(1998年4月1日法律名称変更)

1981年 武器輸出問題等に関する国会決議

1981年3月20日 衆議院本会議可決 1981年3月31日 参議院本会議可決

「わが国は、日本国憲法の理念である平和国家としての立場をふまえ、武器輸出三原則並びに昭和五十一年政府統一方針に基づいて、武器輸出について慎重に対処してきたところである。

しかるに、近時右方針に反した事例を生じたことは遺憾である。

よって政府は、武器輸出について、厳正かつ慎重な態度をもつて対処すると共に制度上の改善を含め実効ある措置を講ずべきである。

右決議する。」